

## 地方公務員等共済組合法の短期給付等に係る岩手支部における標準処理期間 の設定について

### 1 趣旨

行政手続法が平成6年10月1日から施行されたことに伴い、公立学校共済組合運営規則第5条により支部において処理することとされている事項のうち、短期給付等に係る事項について、岩手支部の標準処理期間を設定するものである。

### 2 標準処理期間

#### (1) 組合員の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
組合員資格の取得及び組合員証の交付	14日
船員組合員資格の取得及び組合員証の交付	14日
任意継続組合員資格の取得及び組合員証の交付	14日
任意継続組合員資格の喪失	14日
資格喪失証明書の発行	14日
上記証の記載事項の訂正	14日
上記証の亡失等による再交付	14日

#### (2) 被扶養者の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
被扶養者の認定及び被扶養者証の交付	14日
被扶養者の取消	14日
被扶養者証の記載事項の訂正	14日
被扶養者証の亡失等による再交付	14日

#### (3) 給付・支給に関する事項

区 分	標準処理期間	
	決定期間	支給期日
療養費の支給	20日(毎月10日受け付け分まで)	翌月15日(ただし、送金日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日)
訪問看護療養費・家族訪問看護療養費の支給	20日(毎月10日受け付け分まで)	翌月15日(ただし、送金日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日)
移送費・家族移送費の支給	20日(毎月10日受け付け分まで)	翌月15日(ただし、送金日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日)
家族療養費の支給	20日(毎月10日受け付け分まで)	翌月15日(ただし、送金日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日)
高額療養費の支給	20日(毎月10日受け付け分まで)	翌月15日(ただし、送金日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日)
高額介護合算療養費の支給	20日(毎月10日受け付け分まで)	翌月15日(ただし、送金日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日)
入院時食事療養費の支給	20日(毎月10日受け付け分まで)	翌月15日(ただし、送金日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日)
入院時生活療養費の支給	20日(毎月10日受け付け分まで)	翌月15日(ただし、送金日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日)
出産費・家族出産費の支給	20日(毎月10日受け付け分まで)	翌月15日(ただし、送金日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日)
埋葬料・家族埋葬料の支給	20日(毎月10日受け付け分まで)	翌月15日(ただし、送金日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日)
傷病手当金の支給	20日(毎月10日受け付け分まで)	翌月15日(ただし、送金日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日)

出産手当金の支給	20日(毎月10日受け付け分まで)	翌月15日(ただし、送金日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日)
休業手当金の支給	20日(毎月10日受け付け分まで)	翌月15日(ただし、送金日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日)
育児休業手当金の支給	20日(毎月10日受け付け分まで)	翌月15日(ただし、送金日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日)
介護休業手当金の支給	20日(毎月10日受け付け分まで)	翌月15日(ただし、送金日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日)
弔慰金・家族弔慰金の支給	20日(毎月10日受け付け分まで)	翌月15日(ただし、送金日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日)
災害見舞金の支給	20日(毎月10日受け付け分まで)	翌月15日(ただし、送金日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日)
結婚手当金の支給	20日(毎月10日受け付け分まで)	翌月15日(ただし、送金日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日)
入院附加金の支給	20日(毎月10日受け付け分まで)	翌月15日(ただし、送金日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日)
船員組合員の療養の給付	20日(毎月10日受け付け分まで)	翌月15日(ただし、送金日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日)
船員組合員の一部負担金の額等の返還	20日(毎月10日受け付け分まで)	翌月15日(ただし、送金日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日)
前納された任意継続掛金の還付	20日	随時

(4) その他に関する事項

区 分	標準処理期間
高齢受給者証の交付	10日
限度額認定証の交付	14日
限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	14日
特定疾病療養受療証の交付	14日
上記証の記載事項の訂正	14日
上記証の亡失等による再交付	14日
支払未済の給付請求	2カ月(支給は翌月15日 ただし、送金日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日)
第三者加害行為による損害の賠償請求	3カ月
レセプトの開示請求	1カ月

注記1: 標準処理期間とは、申請書等が所属所に受理されてから、交付または支給までの処理に要する期間である。

注記2: 標準処理期間のうち、申請書等が所属所に受理されてから支部につくまでを7日とする。

注記3: 標準処理期間には、書類不備等により是正を求める補正期間は含まないものとする。